

# 総務文教常任委員会

令和5年5月15日

市民協働部 生活環境課

# 目 次

久米地内における無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の飛行に関するトラブル事案について

1 概要	P 1
2 地元地区と事業者との合意状況	P 1
3 地元地区の取組状況（地区からの情報提供）	P 1
4 市の対応状況	P 2
5 国の対応状況	P 3
6 警察の対応状況	P 3
7 地元地区からの要望	P 3
8 今後の対応	P 3
9 飛行場付近見取図	P 5
参考資料	P 6

## 久米地内における無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の飛行に関する トラブル事案について

### 1 概要

平成 28 年に飛行場の建設・運用に関し、地区と事業者は合意していた。ラジコン機等の飛行について、令和元年頃から合意事項に反する飛行が増えてきたので、令和 2 年に飛行エリアを決めるなど、合意内容の見直しを行ってきたが、下記の苦情が生じている。

- ・地区と事業者の間で取り決めた飛行エリアを越えた飛行
- ・住宅上空付近や急降下、高調音を発するなどの地区住民に迷惑を及ぼすような飛行
- ・ラジコン機等の本体及び機体の一部が落下

### 2 地元地区と事業者との合意状況

### 3 地元地区の取組状況（地区からの情報提供）

《当初合意の見直しについて双方協議》

集落の上空付近を飛行することが増えてきたので、当初合意の見直しを行った。

- ・令和 2 年 2 月 9 日 地区と事業者との調整会議 開催
- ・令和 2 年 6 月 21 日 地区内での調整会議 開催
- ・令和 2 年 9 月 27 日 地区と事業者との調整会議 開催（見直しを双方合意）

《連絡協議会の開催内容》

地区と事業者は諸般の課題に対応するため、連絡協議会を設置した。

- ・令和 2 年 12 月 13 日 見直し後の合意内容を連絡協議会に報告、相互確認を行った。  
(市も出席)
- ・令和 3 年 11 月 7 日 現地でラジコン機を飛行させて、ラジコン機の飛行範囲（地区と合意している範囲）の確認を行った。(市も出席)
- ・令和 4 年 5 月 22 日 飛行状況についての確認を行った。地区からは飛行範囲を越えているとの意見が出され、事業者は、対策を検討することに

なった。(市も出席)

- ・令和4年9月5日 事業者から出席しない旨の連絡があり未開催

#### 《対策協議会の取組》

合意事項に反する事案に対応するため、地元地区は令和4年7月4日に対策協議会を組織した。

- ・令和4年9月16日 大阪航空局関西空港事務所を訪問し相談(市も同席)  
ラジコン機の飛行範囲の逸脱、騒音等についての相談・要望を行った。  
(国の対応)  
事業者に対して、地区からの話の内容を踏まえて、事実確認を行った。  
法令順守の徹底を指導した。
- ・令和4年11月9日 地区ラジコン飛行機対策協議会は、国土交通省大阪航空局長及び事業者あてに、合意内容を逸脱する行為が絶えないため、合意飛行エリア内上空であっても飛行を承諾しない旨の「所有地の上空を飛行することを承諾しない」旨の意思表示について(通知)の文書を送付した。
- ・令和4年11月9日 地区ラジコン飛行機対策協議会は、国土交通省大阪航空局長あてに、許可をする上で、①飛行空域直下の地権者の「私有地を飛行することの承諾書」を加えること、②現地調査を行うこと、③関係者一同で協議する場を設けること、④手続きの不備があった場合は、速やかに是正することを提案・要望するために、無人航空機の飛行に係る許可手続きにおける見直し等について(要望)の文書を送付した。
- ・令和5年2月14日 ラジコン機の飛行状況及び今後の対応策(条例制定)についての勉強会を行った。

#### 4 市の対応状況

- ・令和2年12月13日 地区と事業者との連絡協議会 出席(オブザーバー)
- ・令和3年11月7日 地区と事業者との連絡協議会 出席(オブザーバー)
- ・令和4年3月2日 地元区長より、ラジコン機の飛行による騒音等の相談
- ・令和4年5月22日 地区と事業者との連絡協議会 出席(オブザーバー)
- ・令和4年7月26日 大阪航空局関西空港事務所を訪問(確認・相談)  
地元地区から多くの苦情(住宅地上空の飛行など)が寄せられたので、飛行許可(飛行範囲など)に関する確認、騒音等の苦情に関する相談を行った。  
※国と連携して、飛行状況などの監視、事業者への指導あわせて、警察とも連携することとした。

- ・令和4年9月16日 大阪航空局関西空港事務所を再訪問（相談・要望）  
対策協議会の国への相談・要望に同行した。
- ・令和4年11月29日 関係者会議 開催  
出席者：大阪航空局保安部運航課3名、兵庫県警察本部・加東警察署3名、地区住民8名、市2名  
ラジコン機が地元地区内で飛行範囲を逸脱等して飛行していることについて、関係機関が現地等を確認し、問題解決に向けて協議を行った。

## 5 国の対応状況

- ・令和4年11月29日 関係者会議 出席
- ・令和4年12月8日 無人航空機を飛行させている場所で事業者に対して、状況確認
- ・令和4年12月22日 無人航空機を飛行させている場所で事業者に対して、飛行範囲・補助者の位置などを指導
- ・令和4年12月28日 地表又は水面から150m以上の高さの空域に無人航空機を飛行させる申請に対して、以下の対応を実施し許可
  - ・許可期間を1年から3カ月に短縮
  - ・飛行範囲を地区との同意した範囲に縮小
  - ・飛行する場合は、補助者を適切な位置に配置し、操縦者と補助者は常に連絡をとれる状態とする
- ・令和5年1月から3月 現地調査を随時実施。事業者に状況を確認し、補助者の位置の変更等を指導
- ・令和5年3月27日 12月の許可以降の状況を踏まえて、事業者と調整の上、無人航空機の飛行に係る申請に対して許可

## 6 警察の対応状況

- ・令和4年11月29日 関係者会議 出席  
飛行の方法等について、現地確認

## 7 地元地区からの要望

- ・地区との合意内容を遵守し、飛行範囲・方法等を守って飛行してほしい。
- ・地区住民が安心して暮らせるために、「条例」や「規則」の制定が必要。

## 8 今後の対応

### 《市の対応》

- ・引き続き、地元地区と事業者との双方合意に基づく連絡協議会が円滑に運営でき、対話によってトラブルが解決できるよう働きかける。
- ・運営事業者に対し、クラブ会員のマナー指導を要請する。
- ・国に対して事実確認のうえ、許可条件を逸脱する場合は、指導又は許可取消などの対

応要請する。

- ・条例制定については、関係機関等との協議調整や他自治体の制定状況、条例の効力などを調査研究し、その可否を決める。
- ・その他の有効な対策を検討する。

#### 《国土交通省航空局の対応》

- ・3月の許可※以降の状況を確認し、無人航空機の飛行に係る許可申請手続きに対応するとともに、必要に応じ指導を実施する。

※大阪航空局は、地表又は水面から150m以上の高さの空域における無人航空機の飛行に対する許可を行っている。

#### 《警察の対応》

- ・現地パトロールを行う。
- ・飛行の方法等の現地確認等を行う。

# 飛行場付近見取図



## 【参考資料】

### 1 航空法について

無人航空機の飛行については、飛行の禁止空域で飛行を行う場合は、航空法第 132 条の 85 第 4 項の規定により許可を受けて飛行させることができる。(国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可をした場合)

#### 《飛行の禁止空域》

- (1) 空港等の周辺の上空の空域
- (2) 緊急用務空域
- (3) 地表又は水面から 150m 以上の高さの空域
- (4) 人口集中地区の上空

※ (1) ～ (4) 以外の空域は、許可は不要

#### 《飛行の方法等》

##### ◆遵守事項

- (1) アルコール又は薬物等の影響下で飛行させないこと
- (2) 飛行前確認を行うこと
- (3) 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するよう飛行させること
- (4) 他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと

##### ◆飛行の方法

- (5) 日中（日出から日没まで）に飛行させること
- (6) 目視内(直接肉眼)範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること
- (7) 第三者又は第三者の物件との間に距離（30m）を保って飛行させること
- (8) 祭礼、縁日など多数の人が集まる催し場所の上空で飛行させないこと
- (9) 爆発物など危険物を輸送しないこと
- (10) 無人航空機から物を投下しないこと

※飛行する空域、飛行の方法等に違反した場合には、懲役または罰金が科される

### 2 無人航空機の飛行と土地所有権の関係について

#### ○基本的な考え方

民法上、「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。」(第 207 条)と規定されている。

その所有権が及ぶ土地の空間の範囲は、一般に、当該土地を所有する者の「利益の存する限度」とされている。

このため、常に土地所有者の同意を得る必要がある訳ではないものと解される。

なお、航空法に規定されている最低安全高度は、あくまで安全確保の観点からの規制であり、土地所有者の”利益の存する限度“の範囲を定めるものではない。

#### ○地元の理解と協力の重要性

無人航空機の運航者には、適切な機体の使用、安全なルート設定、万が一事故が発生した場合の賠償資力の確保など対策を講じた上で、地域の関係者に丁寧に説明し、理解と協力を得る取組が求められる。

自治体が、第三者的な立場から、無人航空機の運航者と地域の間にとって、これらの取組を行うことは、一定の意義がある。

(内閣官房小型無人機等対策推進室資料より)